

糖尿病のお薬について 困ったことはありませんか？

～薬剤師も相談にのれます～



薬が余っている
どうしましょう？



自分で注射ができない



2種類…1日4回…
インスリン
施設でも大丈夫？

食前の薬を
飲み忘れやすい
特に「昼の分」が…



悩み、いろいろ



そこで活用できるのがお薬手帳

お薬手帳に困ったことをメモして 

薬剤師や家族・介護者にもメモを
書いてもらいましょう



そのメモで主治医・薬剤師に相談を！

お薬手帳は
災害時に大活躍の
ミニ携帯カルテ



1冊にまとめましょう

●「お薬手帳」と一緒に歯科にもご持参を！

糖尿病連携手帳

糖尿病眼手帳



(表紙は4種類あります)

介護サービスを利用の方へ、うまく薬剤師を活用してみましょう。

在宅ケアプラン、施設ケアプランに合わせた服薬の用法について

介護保険を利用されている方で、ご本人が何らかの影響で「薬の服薬管理」ができなくなっている場合に、介護サービス等の人的なサービスで「服薬介助」が行われていると思います。「医療と介護の連携」をする中でどのようにすれば現状にもっとも効果のある服薬ができるかに実は「薬剤師」が良き相談者として利用できるのではないかと？

担当ケアマネジャーと主治医の間に入って、現状のサービスの中で必要な治療に最適な薬剤を選定する事ができると思います。

以下に具体例をQ&Aで紹介します。

1、特養入所できそうだが、医療依存が高いと言われ、断られそうなケース。

Q 1、糖尿病の母を家で介護をしています。現在即効型のインスリン注射を食後に3回、持続型のインスリンを寝る前に1回の計4回の注射をしています。実は特養の入所が決まりそうですが、4回のインスリン注射がネックで、「看護師が居る時間内では対応しきれないので」という理由で断られるかもしれません。どうすれば入所が断られずにすむでしょうか？

A 1、混合製剤型の注射に変更して2回にする方法もありますが、場合によっては内服で対応できる場合もありますので、まずは医療機関に相談です。が、実は最も大切なのは「施設の入所」のための「高度医療にならない方法」で治療して行く事を、主治医に理解してもらうことです。そういうことも含めて薬剤師に「お薬手帳」に入所の事情や施設の要望を記載してもらい、具体例もある程度示して、それを主治医に提出するという方法もあります。

2、在宅で服薬が出来ていない状態が続いているがそのまま薬をもらい続けるケース。

Q 2、独居の老人で認知症があるものの、ヘルパー利用を毎日できないために、服薬が指示通り行えない。ヘルパーの入るときだけ服薬介助しているが、薬が余ってしょうがない。で、余っているのに通院するとさらに処方が出る。出た処方せんは調剤しなくてもよいのですか？

A 2、糖尿病の新しい薬には週1回でOKな内服や注射も出てきましたので、その薬に変更することもできますが、その前に、主治医は出された薬は服用している前提で診察しますので、実はそうでないことを伝えましょう。それから、ヘルパーさんのスケジュールを主治医に伝えて、服薬介助できる時だけの量にしましょう（出来なければ薬剤師にお薬手帳にその旨を記載してもらい、主治医に提出でもOK）。残薬については、処方箋を調剤する薬剤師が現状の残を見て、処方医と連携して調整することができますので次回の通院時に残薬を薬局にお持ちください。

「お薬手帳は医師への伝達の手段としても利用が出来ます。」

このように複雑な現在、うまく説明したり解決を見出すのが難しく、まして主治医の前では緊張して、という妨げが多いと思います。ぜひ、話の間に「薬剤師+お薬手帳」を入れることで伝達がスムーズに、ある程度の介護と医療の方向性を修正し上手に合わせるのではないかとと思います。